

専門学校授業料等減免費補助金交付要綱

制定	令和	2年	4月	14日	決裁
改正	令和	3年	5月	26日	決裁
改正	令和	5年	2月	24日	決裁

(通則)

第1条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第7条第1項により埼玉県（以下「県」という。）の確認を受けた県内に所在する専門課程を置く私立専修学校（以下「確認大学等」という。）の設置者に行う法第8条第1項の規定に基づく授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）に要する費用の交付については、法、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、確認大学等の設置者における授業料等減免に要する費用を県が交付し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び額)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、確認大学等の設置者が、省令で定める基準及び方法により特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認定した者に授業料等減免を行うために要する経費を交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする確認大学等の設置者は、別に定める期日までに、様式第1号の交付申請書を埼玉県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を様式第2号の交付決定通知書により確認大学等の設置者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の交付決定の通知を受けた確認大学等の設置者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付の変更)

第7条 確認大学等の設置者は、第5条の交付決定の内容及び配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が交付目的の達成をより効率的にする場合で、授業料等減免の目的を変えない範囲内において行う場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及び配分の変更を承認するときは、様式第4号の変更交付決定通知書により、確認大学等の設置者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付すことができるものとする。

(中止又は廃止)

第8条 確認大学等の設置者は、授業料等減免を中止又は廃止しようとするときは、様式第5号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遅延の届出)

第9条 確認大学等の設置者は、授業料等減免が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は授業料等減免の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6号の遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、確認大学等の設置者に対し、授業料等減免の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告)

第11条 確認大学等の設置者は、補助金の対象である授業料等減免の費用の支弁が完了したときは、その日（廃止の承認を受けた場合には、廃止の承認があった日から 30 日を経過した日）から 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の末日のいずれか早い日までに、様式第7号の事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合に、当該報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8号の補助金の額の確定通知書を確認大学等の設置者に通知するものとする。

2 知事は、確認大学等の設置者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、確認大学等の設置者に対し、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払は、原則として前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 確認大学等の設置者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは様式第9号の補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第5条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 確認大学等の設置者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二 確認大学等の設置者が、補助金を授業料等減免以外の用途に使用した場合

三 確認大学等の設置者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、確認大学等の設置者に対し、当該命令に係る補助金を確認大学等の設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を確認大学等の設置者が納付する日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第1項第4号に掲げる場合は除くものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、

第 12 条第 3 項の規定を準用する。

(帳簿関係書類等の整備)

第 15 条 確認大学等の設置者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を、交付を受けた年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 16 条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和 4 年度分の補助金から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第1号（第4条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

設置者
代表者

大学等における修学の支援に関する法律による
令和 年度専門学校授業料等減免費補助金交付申請書

令和 年度専門学校授業料等減免費補助金を下記のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付対象期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月
2. 交付申請額 _____円

(交付申請額内訳)

学校名	交付申請額
計	円

3. 添付書類

- ・ 交付申請書内訳
- ・ 交付申請内訳（授業料・入学金別）
- ・ 申請学科一覧
- ・ その他知事が必要と認めるもの

令和 年度専門学校授業料等減免費補助金交付決定通知書

設置者
代表者

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度専門学校授業料等減免費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

埼玉県知事（公印省略）

記

1. 補助金の額は次のとおりとする。ただし、交付決定の内容の変更により専門学校授業料等減免費補助金に変更された場合においては、別に通知するところによるものとする。

交付対象経費 令和 年 月 ～ 令和 年 月

交付決定額 _____円

2. この決定に対し、不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領日から15日以内とする。
3. 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びこの交付要綱の定めるところに従わなければならない。

埼玉県知事

設置者
代表者

大学等における修学の支援に関する法律による令和 年度
専門学校授業料等減免費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け学事第 号で交付を受けた専門学校授業料等減免費補助金について、下記のとおり変更して下さるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付対象期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月
2. 既交付申請額 _____円
3. 変更承認申請額 _____円
4. 差額 _____円

(内訳)

学校名	既交付申請額	変更承認申請額
計	円	円

令和 年度専門学校授業料等減免費補助金変更交付決定通知書

設置者
代表者

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度専門学校授業料等減免費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更して交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知します。

令和 年 月 日

埼玉県知事（公印省略）

記

1. 補助金の額は次のとおり変更するものとする。ただし、交付決定の内容の変更により補助金に変更された場合においては、別に通知するところによるものとする。

交付対象経費 令和 年 月 ～ 令和 年 月

交付決定額 _____円

変更交付決定額 _____円

差額 _____円

2. この決定に対し、不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領日から15日以内とする。
3. 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びこの交付要綱の定めるところに従わなければならない。

埼玉県知事

設置者
代表者

大学等における修学の支援に関する法律による令和 年度
専門学校授業料等減免費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け学事第 号で交付の決定を受けた大学等における修学の支援に関する法律による令和 年度専門学校授業料等減免費補助金について、専門学校授業料等減免費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記事由により中止（廃止）したいので、承認くださるよう申請します。

記

1. 既交付決定額 _____ 円

2. 中止（廃止）の事由

()

埼玉県知事

設置者
代表者

大学等における修学の支援に関する法律による令和 年度
専門学校授業料等減免費補助金遅延報告書

令和 年 月 日付け学事第 号で交付の決定を受けた大学等における修学の支援に関する法律による令和 年度専門学校授業料等減免費補助金については、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、専門学校授業料等減免費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告する。

記

1. 遅延の理由
2. 授業料等減免の施行の経過
3. 授業料等減免完了予定日

区分	授業料等減免完了予定日	備考
変更前		
変更後		

文 書 番 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

設置者
代表者

大学等における修学の支援に関する法律による令和 年度
専門学校授業料等減免費補助金に係る実績報告書

令和 年 月 日付け学事第 号で交付の決定を受けた大学等における修学の支援に関する法律による令和 年度専門学校授業料等減免費補助金の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条に基づき、以下のとおり関係資料を添えて報告します。

記

1. 対象期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月
2. 交付決定額 _____ 円
3. 実績額 _____ 円
4. 不用額 _____ 円
(不足額)

様式第8号（第12条第1項関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

令和 年度専門学校授業料等減免費補助金額の確定通知書

設置者
代表者

令和 年 月 日付け学事第 号で交付決定した令和 年度専門学校
授業料等減免費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
（昭和30年法律第179号）第15条及び専門学校授業料等減免費補助金交付要綱第
12条第1項の規定により、下記のとおり額を確定したので通知する。

令和 年 月 日

埼玉県知事 （公印省略）

記

確 定 額 円

埼玉県知事

設置者
代表者

大学等における修学の支援に関する法律による令和 年度
専門学校授業料等減免費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け学事第 号で交付の決定を受けた大学等における修学の支援に関する法律による令和 年度専門学校授業料等減免費補助金について、専門学校授業料等減免費補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求する。

記

請求金額 金 円

(単位：円)

交付決定額 (A)	前回までの概算 払受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A-B-C)

(注) 負の金額には△印を附すこと。